

発刊の辞

顧みるに、早稲田大学法学部比較法研究室の名において、紀要第一号を世に送ったのは、昭和三十二年十一月のことであった。翌三十三年四月、法学部比較法研究室は、早稲田大学比較法研究所に発展し、爾来、順調に成長して今日にいたった。その間、紀要の刊行も、すでに二十数号をかぞえるにおよびている。

もとより、わが研究所創立以来の高遠雄大なる構想には、聊かの揺るぎもないが、研究の進捗にともない、われらの気宇は次第にたかまり、今や、われらの比較法学は、新たに生れようとする壮大なる比較文明学の一環として、世界のあらゆる地域の、いかなる階層・階級の人たちにも、ひとしく文明をもたらしするためのものと、ならんとするにいたった。よって、われらの研究の課題も成果も、自づから従来と、やや様相をかえざるをえなくなった。

これが、今度、旧来の紀要の例を一新して、名も比較法学とあらため、世に送る所以である。

昭和三十九年十月十日

早稲田大学比較法研究所

所長 中 村 吉 三 郎